

業務仕様書（案）

1 業務名

2040年を見据えたまちづくりのあり方の検討に向けた調査・研究等業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の背景・目的

札幌市は2040年頃に高齢人口のピークを迎え、人口減少の拡大や超高齢化社会の到来等による未だ経験したことのない局面に直面することが予想される。これにより様々な分野で都市機能の縮小（シュリンク）が発生し、すべての分野に等しくリソースを配分する従来のまちづくりは限界を迎えることが想定されるため、今後は限られたリソースの中で都市を維持していくための新たなパラダイムシフトが必要不可欠となってくる。また、価値観の変化等に伴い、あらゆる世代で「個」をベースとするライフスタイルが定着しつつあり、従来の地域コミュニティ（地縁）や家族関係（血縁）の機能が低下している。2040年には65歳以上の単身高齢世帯が全体の2割を占めると推計されており、個人が社会から離脱していく「つながりのミスマッチ」による社会的フレイルや、孤独・孤立問題が福祉等の多分野に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

さらに、進学や就職等における若者の道外流出が進行する中、北海道全体での半導体、GX・AI等の産業集積を見据え、札幌市としても産業と接続し、関係人口を含んだ札幌市として育むべき人材像を産官学で共有・確立していくことが求められている。

このような背景から、札幌の現状や将来の人口推計等を踏まえた長期的な札幌のまちの姿を多角的に分析し、行政リソースの限界に即応した官民等の多様な主体を含めたまちづくりを行うための客観的な材料が必要である。

そこで、本業務は、人口減少・シュリンクという「ぶれない課題」に対し、データ分析に基づく将来予測をベースとし、関係者等へのヒアリングや先進事例調査等といった多角的な視点を掛け合わせることで、2040年における本市の現実的な姿を定量・定性の両面から可視化することを目的とする。

また、現ビジョンの理念を検証した上で、あらゆる分野の拠り所となる「ぶれない軸」（ビジョンの「ユニバーサル」「ウェルネス」「スマート」「人口減少」といった分野横断プロジェクトを指す）を再構築し、本市のあるべき姿を明確に示す。

これらを通して、市民のQOLの最大化やウェルビーイングの向上及び多様な主

体が当事者として地域課題を解決する持続可能なまちづくりの方向性を明らかにし、次期ビジョンや各部局の個別計画（アクションプラン等）の策定に向けた共通の指針を検討・構築するための基礎資料の作成を目的とする。

4 本業務にて明らかにしたいこと

本業務では、まずGISメッシュ分析や統計データ等を用いて、2040年の人口構造を前提とした本市の姿を定量・定性的に予測する。その際、網羅的な整理を避け、現ビジョンの市民アンケート結果において市民満足度の向上と相関関係が強かった基本目標「生活しやすく住みよいまち」に由来するコミュニティの問題（高齢者・孤独の現状）等をモデルとして取り上げ、地域経済にどのような影響を及ぼすかについても明らかにする。

さらに、「人材」「魅力」「共助・協働」「財源」という共通の視点に対し、先進事例を持つ外部有識者の知見を注入することで、特定分野におけるブレイクスルーを整理し、札幌ならではの共助・協働のあり方や育成すべき人材像を提起するとともに、モデル設定した分野以外へも横展開が可能な総合的なまちづくりの方向性を明らかにする。

5 業務内容

受託者は、上記4にて示した内容を踏まえ、2040年を見据えた札幌市のまちづくりのあり方を調査・分析するために、以下の業務を実施するものとする。

また、各調査・分析においては、本業務で求められる「人材」「魅力」「共助・協働」「財源」という共通の視点を踏まえたまちづくりのあり方」という最終目的に向け、定量調査（数字で全体像を把握）と定性調査（深掘りしたインサイト獲得）を組み合わせた多角的なアプローチを採用する等、各調査項目においてそれぞれの内容を踏まえた適切かつ効果的な手法を用いること。

なお、実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に委託者と受託者で協議を行い調整することとする。

(1) データ分析に基づく2040年の将来予測・可視化シミュレーション

国勢調査、国民生活基礎調査、家計調査、札幌市独自分析、GISデータ等の各種統計データ等を活用し、2040年の人口構造における都市構造、コミュニティの限界、都市機能のシュリンク度等のシミュレーションを行う。このシミュレーションに基づき、本業務においてモデルとして設定する「コミュニティ（高齢者・孤独）の将来像」のほか、例えば、そこから導き出される地域経済の推計等、必要な範囲で2040年の札幌における将来予測を定量・定性の両面から可視化する。

(2) ヒアリング・先進事例調査

(1)の将来予測を踏まえ、コミュニティのあり方のほか、札幌圏に求められる

人材の輩出・活用の視点から整理・分析（現状分析を含む）するために、ヒアリング（５者以上）及び先進事例の収集を行う。実施に当たっては、適切かつ効果的な収集先（例えば、札幌圏域の高等教育機関等）や項目を選定することとし、整理・分析結果を踏まえ、2040年の社会に適応していくための観点について推考し、データ分析による将来予測と掛け合わせることで、本市のまちづくりの方向性を検討する。

(3) 共通視点の分析及びクロス分析

上記(1)および(2)の内容を踏まえつつ、「人材」「共助・協働」「魅力」「財源」の４つの共通視点からの分析及びそれぞれを掛け合わせたクロス分析を行う。（「財源」については、市内部の財政運営ではなく、市民への影響を踏まえた観点とする。）例えば、「人材」の視点からは『札幌の成長に欠かすことのできない育成・輩出・還流すべき人材像を整理』し、「共助・協働」の視点からは『孤独対策を踏まえた多様な主体の協働エンゲージメントのあり方を検討』し、「魅力」の視点からは『シュリンクした中でも2040年に札幌の魅力として輝く姿を導き出すためのあり方を検討』し、「財源」の視点からは『財源の限界がある中での行政施策とのバランスのすり合わせ』などといった、それぞれの視点に対して適切な観点から分析を行い、４つの共通視点から考えられるブレイクスルーを整理する。

(4) 今後のまちづくりの方向性の提示

(3)を踏まえ、また、現ビジョンの内容との整合性を意識したうえで、あらゆる分野の拠り所となる「ぶれない軸」（現ビジョンの「ユニバーサル」「ウェルネス」「スマート」「人口減少」といった分野横断プロジェクトを指す。）がどうあるべきかを提示するとともに、2040年の札幌市のあるべき姿を導き出すなど、今後将来のまちづくりを議論するうえで前提となる方向性を提示する。

(5) 報告書の作成

上記調査・分析結果を取りまとめ、調査業務報告書として作成すること。

なお、令和９年１月中旬を目途に中間報告を行うものとする。

(6) 打合せ協議

業務期間中、隔週の打ち合わせを実施すること。（対面、webの手法は問わない）

6 成果物の作成

(1) 提出物

受託者は、以下の成果物を(中間報告及び最終報告それぞれ)提出すること。

なお、委託者はGoogleワークスペースを利用していることから、可変デー

タについては、Googleスライド・スプレッドシート・ドキュメントとの互換性を保った電子データを提供すること。

ア 調査業務報告書（電子データ） 一式

イ 概要版資料 一式

ウ その他、発注者が必要と認める資料

(2) 提出期限

ア 中間報告

令和9年1月中旬

イ 最終報告

令和9年3月31日（水）

(3) 提出場所

発注者が指定する場所

7 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、当該業務において取り扱う個人情報に関して、別記「個人情報の取

扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い場合または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること。

(6) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(7) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

9 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南側

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（担当：志田）

電話：011-211-2192 FAX：011-218-5109

E-mail：ki.kikaku@city.sapporo.jp

別記 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
 - 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
 - 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
 - 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

- 第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
 - 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
 - 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。